

第 4 水 産 業 編

解 説

I 経営体の部

この部は、平成20年11月1日現在で実施した「2008年漁業センサス」の結果のうち、漁業経営体、漁船隻数等に関する統計を市町村別に掲載した。

2008年漁業センサス

「2008年漁業センサス」は、我が国漁業の生産構造、就業構造及び流通・加工等の実態を明らかにし水産行政の企画・立案、並びに各種水産統計調査に必要な基礎資料の整備を目的として全国一斉に実施した。

「海面漁業調査」、「内水面漁業調査」、「流通加工調査」の3つがあり、全ての漁業経営体及び水産物流通・加工事業者等を調査対象として、11月1日現在で調査を実施している。

調査方法は調査員が調査票を配布し、漁業経営体等による自計申告の方法で行われている。

II 漁業生産の部

1 海面漁業漁獲統計調査の結果から漁獲量を、海面養殖業収穫統計調査の結果から収穫量を掲載した。

両調査は、水揚機関等を対象に、統計調査員が調査客体に調査票等を配付し自計申告する方法、電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧する方法又は面接聞き取りの方法により行った。取りまとめは平成22年1月から12月（暦年）及び養殖年（のり類養殖：平成22年7月から平成23年6月）である。

2 内水面漁業漁獲統計調査の結果から、魚種別漁獲量を掲載した。

この調査は、主要河川・湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は、同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象に、委託業者が任命する調査員による自計若しくは他計調査、郵送による自計調査、オンラインによる自計調査等により行った。取りまとめは暦年である。

3 内水面養殖業収穫統計調査の結果から、養殖業種類別収穫量を掲載した。

この調査は、ます類、あゆ、こい及びうなぎの養殖業を営んだ内水面養殖業経営体を対象に、委託業者が任命する調査員による自計若しくは他計調査、郵送による自計調査、オンラインによる自計調査等により行った。取りまとめは暦年である。

なお、全国値については、3湖沼漁業生産統計調査（琵琶湖、霞ヶ浦、北浦）を含んだ数値である。

III 漁業生産額の部

漁業生産額は、生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に漁業協同組合等の関係機関からの情報収集で得た魚種別価格を乗じて推計した結果を掲載した。

IV 水産物流通の部

水産加工品目別生産量

販売を目的として陸上で水産加工品の製造を行った経営体を品目別に生産量の大きい順に配列し、生産量の累積和が85%を超えるまでの経営体を対象に調査を行った。

県計は、調査対象の調査結果をもとに推定した。

V 漁業経営の部

漁業経営調査のうち、個人経営体調査から漁船漁業及びのり類養殖業経営について掲載した。

1 個人経営体調査は、個人で漁業を自営する経営体のうち、第2種兼業を除く、海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体、小型定置網漁業を営む経営体と海面養殖業を営む経営体を調査対象としている。

2 調査は、統計の種類ごとに調査経営体を選定し、調査経営体による記帳、若しくは、調査経営体が税務申告関係帳簿類を用いて調査票へ記入する方法により、当年1月1日から12月31日までの期間について取りまとめている。

3 漁業経営統計の分析指標等

分析指標等の算出方法は以下のとおりである。

(1) 漁労所得率＝漁労所得÷漁労収入×100

(2) 漁業固定資本整備率＝漁業投下固定資本÷最盛期の漁業従事者数

4 平成22年調査結果は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全調査経営体において、調査票が未回収又は調査票回収後の照会が困難であったため、当該3県を除外して集計している。

用語解説

経営体の部

漁業経営体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所。

ただし、調査期日前1年間における海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

個人経営体

会社

個人で漁業を自営する経営体。

会社法に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社。

なお、旧有限会社は株式会社として会社に含まれる。

水産業協同組合法に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会。

水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合。

2人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったもの。

その他の

上記以外のものをいい、都道府県機関である栽培漁業センターや水産増殖センター等産業分類上「漁業」となる事業所が該当する。

漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」又は「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、以下のとおり区分している。

(1) 調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により区分した経営体階層。

大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

(2) 調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により区分した経営体階層。

上記(1)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から200トン以上の階層までの13階層に区分している。

主とする漁業種類

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類である。

営んだ漁業種類

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだすべての漁業種類。

漁船	調査期日前1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に使用しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。
漁業生産の部	
生産量	海面漁業漁獲量、海面養殖業収穫量を総称したものである。
漁獲量 (海面漁業)	海面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、自家の漁業用餌料（たい釣の付け餌としてのえび類、敷網等のためのあみ類等）、自家の養殖用種苗、自家用の肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、ひとで類等）などは含まない。
漁獲量 (内水面漁業)	内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家用（食用又は贈答用等）等を含む。ただし、自家用の肥料に供するために採捕したもの（藻類等）などは含まない。
収穫量 (海面養殖業)	海面養殖業によって収穫した水産動植物の数量をいい、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用等を含む。魚類、水産動植物類は原形重量、貝類は殻付き重量、海藻類は生重量。ただし、種苗販売量は含まない。
収穫量 (内水面養殖業)	内水面養殖業によって収穫した水産動植物の原形重量をいい、自家用（食用又は贈答用）等を含む。ただし、種苗販売量は含まない。
海面養殖業	海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業。
内水面養殖業	一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む）を集約的に育成し、収穫する事業。
水産物流通の部	
水産加工品	水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物。 ただし、水産物の缶詰・瓶詰、寒天、油脂、飼肥料を除く。